ありがとうございます。

やはり水増し問題がきっかけと。

今回、このような場を設けることになったの

は

〇白石委員 国民民主党の白石洋一です。

本日は、五人の参考人の方々、貴重な御意見を

〇冨岡委員長

石洋一君

その上でまた皆様に御意見をいただいて、今回の

、そして国再発防止、

事務所に電話があったりメールがあったりした

私が電話をしてお話を聞く機会を持ちまして、

そして更に水準の高い、レベルの高い、水増し事案を一つのきっかけとして、再

- 定稿版で、一般への公開用ではありません。されるまでの間、審議の参考に供するための未◇この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発行
- 発言のまま掲載しています。
 言、理事会で協議することとされた発言等は、原
 ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発
- 受け取られることのないようお願いいたします。で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と

たんだ、……、一切なない日本にしていきたいなと際的にも恥ずかしくない日本にしていきたいなと

にお伺いしたいんです。と当たってこられた方、有村参考人と栗原参考人と当たって、まず、民間企業としてこの問題にずっ

とが報道されています。おとがめなしですね。 生管している原労省、処分は見送られるようなこが出ているのか。地方公共団体では処分をしたところが出ているのか。地方公共団体では処分をしたところが出ているのか。地方公共団体では処分というのはどうなっが出ているのか。地方公共団体では処分をしたところもあります。愛媛県は五十八人の幹部に対して処ちをしました。一方、では官公庁、地方公共付金という罰金がある、それが官公庁、地方公共付金という罰金がある、それが官公庁、地方公共付金という罰金がある、それが官公庁、地方公共付金という罰金がある。

最終的には、私が申し上げた、あるべき姿の日最終的には、私が申し上げた、あるべき姿の日

○有村参考人●ちろん、処分とか罰則規定があるります。

されている方々の、皆さん、怒りの声でありまし生懸命クリアして、少しでも雇用者をふやそうと民間の企業の方で、法定雇用率の義務をずっと一

供が障害を持っている、そういう方が代弁をして、

でも反響がありました。孫とかあるいは自分の子

水増し問題、これは非常に私の選挙区のところ

メールや電話を事務所に入れてくる。あるいは、

9から、公的部門にもそういう罰則が必要か

変重要かと思っております。う気持ちをどうやって植えつけていただくかが大どう進むべきか、障害者と一緒にやっていくといの意識を改革いただいて、前に向いて、これからもしれませんが、それよりも前に、まずは皆さん

以上でございます。

〇白石委員 ありがとうございます。

○栗原参考人 ただいまの件につきましては、やの乗原参考人 ただいまの件につきましてはの方をですると、なかなか責任の問題とか、そういうはりお役所の方も二年ぐらいでかわられてしまう、

と私は思っております。ついて今後はやはり努力をしていただくしかないいうような模索をやはりしていくべきで、それにかを、一緒に仕事をできるかというような、こうけですから、いかに自分の周りに障害を持たれたけですから、いかに自分の周りに障害を持たれたけですから、いかに自分の周りに障害を持ているわ

日石委員 ありがとうございます。

なければなりません。
なければなりません。
なければなりません。
とでもありますけれども、それを担保していくを利条約というところにもあらわれているというと、精神というところ、それが、一つは、障害者上、精神というところ、それが、一つは、障害者上、精神というところ、それが、一つは、障害者上、精神というところにもあらわれているというところ、それをして、いろいろな手ですね、再発防止が大事だという再発防止がに結びつけることの方が大事だという再発防止なければなりません。

ばありがたいです。から五人の方々、簡潔におっしゃっていただけれから五人の方々、簡潔におっしゃっていただけれ制度でも結構です。それぞれ、これは阿部参考人その点、納付金じゃないとするならば、ほかの

○阿部参考人
 ○阿部参考会
 ○阿部参考を
 ○阿部参考を
 ○阿部参考を
 ○阿部参考を
 ○阿部参考を
 ○阿部参考を
 ○阿部参考を</li

かりと踏まえて、公務部門でも内容を深めて、二うに思いますので、民間で培ってきたものをしっ公務部門については、その辺の検討もなかったよで検討を一緒にさせていただきましたけれども、善合理的配慮については、民間事業所ということ

とをしていただきたいと思います。働きがいのある職場づくり、仕事づくりというこ度とそのようなことがないようにということと、

○藤井参考人
 ○藤井参考人
 ○はいる
 ○藤井参考人
 ○藤井参考人
 ○藤井参考人
 ○はいる
 ○藤井参考人
 ○はいる
 ○藤井参考人
 ○はいる
 ○はいる

政策かと思います。問われているのは、先生がおっしゃったように、識が先行するものではないと思います。やはり今哉が先行するものではないと思います。やはり今もで、意識という問題は、これはむしろ、政策が先行

展開していく。いうのは、いわば福祉と労働を一体的に連携し、いうのは、いわば福祉と労働を一体的に連携しと社と労働の一体展開、せっかくこの厚労委員会とさんがおっしゃったことに加えて言うならば、福さんがおっしゃったことに加えて言うならば、福

通勤には使えないと。同行援護というのは使えないか、これは使えないいしました。例えば、移動に関する行動援護とか今、全盲ですから、何度も厚労省にも過去にお願く、全盲ですから、何度も厚労省にも過去にお願

労働委員会として、福祉と労働の一体展開によっめて、改めて厚生労働行政として、あるいは厚生保障の問題も含めたり、あるいはA型、B型も含ーもう少し、こういうことを含めて、実は、所得

でどれくらい働きやすくなるか。実は、合理的配でどれくらい働きやすくなるか。実は、合理的配でどれくらい働きやすくなるか。実は、合理的配でどれくらい働きやすくなるか。実は、合理的配でどれくらい働きやすくなるか。実は、合理的配でとれていますが、ここの調査を受けることもあがずる。また、その内容等につきまして、高齢者・障害者・求職者支援機構、通称高障機構と呼んでおりますが、ここの調査を受けることもあいる。とは、合理的配でどれくらい働きやすくなるか。実は、合理的配でどれくらい働きやすくなるか。実は、合理的配のます。

※1。
部門にもあった方がいいというふうに思っており

部門にもあった方がいいというふうに思っており

このように、第三機関の調査というものが公的

以上でございます。

○栗原参考人 ただいまお話しのとおり、第三機
 ○栗原参考人 ただいまお話しのとおり、第三機関にというふうな仕事をさせている、してもらってただきました。やはり百聞は一見にしかずというただきました。やはり百聞は一見にしかずというただきました。やはり百聞は一見にしかずというただきました。やはり百聞は一見にしかずというれば、自分のところで、ああ、こういうような仕事ならばさせられるということもあるのではない事ならばさせられるということもあるのではないかというふうには思っております。

以上でございます。

〇三橋参考人 私は、읂害者の人が働く、活躍で

ながると思います。
そして、先ほど申し上げましたが、新しい仕事ないろいろな恩恵というか益を受けるわけですね。いろいろな恩恵というか益を受けるわけですね。いろいろな恩恵というか益をでして、ではましたが、新しい仕事がふえた、それによって国民もいろいろな恩恵というか益を受けるかけですね。これからどんどん発展させていくということにやないかと思うんです。

〇白石委員 ありがとうございます。

きました。

きました。

合理的配慮というところを更に深化させて、福合理的配慮というところを更に深化させているといったことは再発防止につながるのかなと思わせていただ事をつくっていく、展開していく、民間の知恵をとは再発防止につながるのかなと思わせていただとは再発防止につながるのかなと思わせていただとは再発防止につながるのかなと思わせているとは再発防止につながるのかなと思わせているとは再発防止につながるのかなと思わせているとは、それも更に国が仕れる場合では、

というところが非常にハードルとして高い。でも、 といえば、知的障害の方々にとっては、その試験 というところで。さらに、障害者の中でも、 場合は試験が一つのハードルになる、 用というところでいうと、どうしても、 まいかねない。これは本旨ではないと思います。 りますけれども、バランスを欠くものになってし それを課していたら、障害者の種別、 採用の枠とか仕方、 最後の質問となりますけれども、 そこでお伺いしたいんですけれども、 試験方法について、 公的部門の 中でも、種別、公務員試験 今や三つあ 特に国の

> にやはり配慮が要ると思います。 〇藤井参考人 おっしゃるとおり、障害種別ごということで、御意見をもうちょっとお願いします。考人に、公務員、特に、バランスのとれた採用とことについて言及されていた藤井参考人と三橋参

これは、権利条約の中では、アファーマティブ これは、権利条約の中では、アファーマティブ これは、権利条約の中では、アファーマティブ これは、権利条約の中では、アファーマティブ これは、権利条約の中では、アファーマティブ にないかな、こんなふうに思います。精神障害者 はないかな、こんなふうに思います。精神障害者 はないかな、こんなふうに思います。精神障害者 はないかな、こんなふうに思います。精神障害者 はないかな、こんなふうに思います。精神障害者 はないかな、こんなふうに思います。精神障害者 お若干配慮が要るかもわかりません。

変有効ではないかなと。も、実習しながら様子を見ていくということも大も、実習しながら様子を見ていくということも大

こんなふうに思います。らしいシステムをつくっていくべきじゃないかな、らしいシステムをつくっていくべきじゃないかな、る側と協力し合って、やはり私たちらしい、日本いずれにしても、ここはかなり、現場の支援す

いらっしゃる。その場合には、試験だけが選考方ただし、それになじまない障害者の種類の方もて競争試験をやるのがいいと思います。の人たちには、受験の配慮、いろいろな配慮をし者もたくさんいると思います。ですから、そういる三橋参考人 一般の競争試験で対応できる障害

法じゃないと思うんですね。

うことが大切だと思います。 がうことを、そこできちっと把握してもらうといする障害者の人がどういう仕事ができそうかなとの方に面接官にも加わっていただいて、ある希望の方に面接官にも加わっていただいて、ある希望が消刑、人事部門の専門家だけではなくて、職業訓採用、人事部門の専門家だけではなくて、職業訓練用、人事部門の専門家だけではなくて、職業訓練用、人事部門の専門家だけではなくで、職業訓練用、人事部門の専門家だけではなくて、職業訓練のときに、専門家、

○白石委員 採用には、ペーパーテストだけじゃの白石委員 採用には、ペーパーテストだけじゃ